

市広聴第 546 号
平成 27 年 7 月 14 日

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間 哲生 様

横浜市長 林 文子



事前シミュレーションなしに盛土地帯に
トンネル掘削法に反する（要請）について（回答）

さきに要請（平成 27 年 6 月 29 日）のありましたことについて、次のとおり
お答えします。

横浜環状南線（以下「南線」といいます。）は、本市道路網の骨格を形成する
横浜環状道路の南側区間として、また、首都圏三環状道路の一番外側に位置す
る首都圏中央連絡自動車道の一部として、国土交通省及び東日本高速道路株式
会社が事業を進めている重要な道路です。

いただきましたシミュレーションのご要請は、南線に係る要請でありますの
で、要請があった旨を事業者に伝えます。工事に伴う安全性の懸念については、
今後開催する工事説明会の中で、できるだけご理解いただけるよう事業者と調
整していきます。

また、宅地造成等規制法は、宅地造成工事規制区域内において宅地造成工事
を行う場合の基準を定めています。

宅地造成等規制法第 2 条において、宅地を「農地、採草放牧地及び森林並び
に道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されて
いる土地以外の土地をいう」と定義しています。「宅地造成」については、「宅
地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令
で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く）」と定義し
ています。

従って、都市計画法による道路を築造するための工事は、宅地以外の土地に
するために行うものであり、宅地造成等規制法に定める「宅地造成」から除か
れているため、今回の事業については宅地造成等規制法による規制の対象には
なりません。

この旨ご丁承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

（担当）

道路局 事業調整課 電話：045-671-2759 FAX：045-651-2325
建築局 宅地審査課 電話：045-671-2946 FAX：045-681-2435